

随意契約（相手方指定）調書

件 名	修繕契約（本庁舎地下1階食堂空調機保全部品交換等）	No.5200655
工（納）期	令和7年11月28日	
契約締結日	令和7年8月6日	
契約金額	2,299,000円（消費税込み）	

契約相手方	ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 (法人番号：8120001059660)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（本庁舎地下1階食堂空調機保全部品交換等）
指名業者 （案）	名 称 ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 所在地 東京都大田区大森西三丁目29番7号 代表者 東日本サービス部長 坂田 明彦
特命理由	本件は、本庁舎地下1階食堂の空調機について、室外機の内部にある圧縮機が故障し、エラーにより常時空調を稼働することができないため、修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ①空調機の部品交換等の対応については、保証や責任区分、費用の観点からメーカーが行うことが一般的である。 ②上記業者は本設備のメーカーであり、設備の構造等を最も熟知している業者であり、安全かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）